

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案

平成31年(2019年)2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例

札幌市児童会館条例(昭和35年条例第36号)の一部を次のように改正する。

(1) 第6条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項各号に掲げる場合の使用を妨げない範囲において、会館の多目的ホールを同項各号に掲げる場合以外の場合に使用させることができる。

(2) 第17条第4項中「第6条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「及び第15条第1項」を「並びに第15条第1項」に改める。

(3) 別表1中

「
札幌市上野幌児童会館 札幌市厚別区上野幌1条2丁目
」

を

「
札幌市上野幌児童会館 札幌市厚別区上野幌2条4丁目
」

に、

「
札幌市あやめ野児童会館 札幌市豊平区月寒東4条10丁目
」

を

「
札幌市あやめ野児童会館 札幌市豊平区月寒東4条10丁目
札幌市羊丘児童会館 札幌市豊平区月寒東1条16丁目
」

に、

「
札幌市澄川児童会館 札幌市南区澄川4条6丁目
」

を

「
札幌市澄川児童会館 札幌市南区澄川5条4丁目
」

に、

「
札幌市石山児童会館 札幌市南区石山2条4丁目
」

を

「
札幌市石山児童会館 札幌市南区石山1条4丁目
」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用承認等の手続、利用料金の支払手続その他札幌市羊丘児童会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 札幌市羊丘児童会館に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、市長は、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、特定の団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

（理 由）

上野幌児童会館、澄川児童会館及び石山児童会館を移転するほか、豊平区に児童会館を新たに設置する等のため、本案を提出する。